

インターネットでの情報提供資料	所 属	大垣市総務部課税課
平成26年1月1日	担 当	課長：寺嶋 (諸税G) 主幹：伊藤、担当：市原、高橋 (固定資産税(土地)G) 主幹：加野、担当：佐藤、岩田 (固定資産税(家屋)G) 主幹：高木、担当：川崎、河添
	連絡先	81-4111 (内線342・365・367)

## 「大垣市共有資産に係る固定資産税・都市計画税の共有代表者指定基準」の制定について

市は、共有資産に係る固定資産税・都市計画税の共有代表者の指定基準などを明確化し、市の税務行政に対する信頼強化をはじめ、市民の税に対する理解の向上、納税意識の高揚などを図るため、「大垣市共有資産に係る固定資産税・都市計画税の共有代表者指定基準」を制定した。

### 1. 共有代表者の指定基準

新たに共有資産となった場合又は共有代表者の持分を新たな登記名義人が承継した場合は、次の順序により共有代表者を定める。

ただし、共有者及び共有持分が同じ共有資産が他に存在し、既に共有代表者が指定されているときは、その人を共有代表者とする。

また、共有資産における共有代表者以外の共有者に関する登記があった場合は、従前の共有代表者を引き続き共有代表者とする。

なお、共有代表者指定・変更届、未登記家屋の課税台帳登録申請書、未登記家屋の課税台帳登録名義人（納税義務者）変更届により、共有者全員から共有代表者の申出又は変更の届けがあったときは、当該申出又は届出があった者を共有代表者とする。

- (1) 大垣市内に居住又は登録がある人
- (2) 共有資産の所在地に居住し、又は事業所若しくは事務所を有する人
- (3) 共有持分が多い人
- (4) 登記簿における所有権に関する事項に係る順位番号欄の記載順序が早い人
- (5) 登記簿における所有権に関する事項に係る権利者その他の事項欄の記載順序が早い人
- (6) 登記簿における表題部所有者欄の記載順序が早い人

## 2. 施行期日及び適用区分

### (1) 施行期日

平成26年1月1日

### (2) 適用区分

共有代表者の指定は、平成26年度から新たに賦課される固定資産税・都市計画税について適用する。

また、共有代表者の変更は、平成25年度以前から賦課されている固定資産税・都市計画税について適用する。

## 大垣市共有資産に係る固定資産税・都市計画税の共有代表者指定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大垣市における共有資産に係る固定資産税・都市計画税の共有代表者の指定の基準及び手続きについて、大垣市税条例施行規則（昭和44年規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定基準)

第2条 賦課期日以後に共有の登記があったときは、共有資産に係る共有代表者の指定は、次の各号に定めるとおり行うものとする。ただし、共有者及び共有持分を同じくする共有資産が他に存在し、当該共有資産について既に共有代表者が指定されているときは、その者を共有代表者とする。

(1) 新たに共有資産となった場合又は共有代表者の持分を新たな登記名義人が承継した場合は、次に掲げる順序とする。

ア 大垣市内に居住又は登録がある者

イ 共有資産の所在地に居住し、又は事業所若しくは事務所を有する者

ウ 共有持分が多い者

エ 登記簿における所有権に関する事項に係る順位番号欄の記載順序が早い者

オ 登記簿における所有権に関する事項に係る権利者その他の事項欄の記載順序が早い者

カ 登記簿における表題部所有者欄の記載順序が早い者

(2) 共有資産における共有代表者以外の共有者に関する登記があった場合は従前の共有代表者を引き続き共有代表者とする。

2 前項の規定にかかわらず、共有代表者指定・変更届（規則第7号様式）、未登記家屋の課税台帳登録申請書（規則第47号様式(1)）、未登記家屋の課税台帳登録名義人（納税義務者）変更届（規則第47号様式(2)）により共有者の全員から共有代表者の申出又は変更の届出があったときは、当該申出又は変更の届出があった者を共有代表者とする。この場合において、同項ただし書に規定する他の共有資産が存するときは、当該他の共有資産の共有代表者についても、同様に変更するものとする。

(職権による変更)

第3条 現に共有代表者の指定がある場合において、税の徴収上支障が生じるときは、市が職権で変更することができるものとする。

(共有代表者の申出又は変更の届出の効力)

第4条 共有代表者の申出又は変更の届出は、次の各号に掲げる提出日の区分に従い、当該各号に定める年度から効力を生ずるものとする。

(1) 4月1日から翌年1月31日まで 翌年度

(2) 2月1日から3月31日まで 翌々年度

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この基準において、指定については平成26年度より新たに賦課される固定資産税・都市計画税について適用する。

3 この基準において、変更については平成25年度以前より賦課されている固定資産税・都市計画税について適用する。

## 共有代表者指定・変更届

（固定資産税・都市計画税）

平成 年 月 日

大垣市長 様

共有物件にかかる固定資産税・都市計画税の賦課徴収および還付に関する書類を受領する代表者として、共有者全員の合意により、次のとおり変更（指定）しましたので届け出ます。

新共有代表者

住 所

ふりがな

氏 名

㊞

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

電話番号 ( ) -

※ 宛名キーコード ( )

申告内容	<input type="checkbox"/> 共有代表者の指定	<input type="checkbox"/> 共有代表者の変更
代 旧 表 共 者 有	氏 名	住 所
	㊞	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 ※ 宛名キーコード ( )
そ の 他 の 共 有 者	㊞	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日
	㊞	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日
	㊞	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日
	㊞	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日
	㊞	生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

※事務処理欄

全筆全棟 異 動	土地・家屋	旧 宛名キーコード		新 宛名キーコード	
		課 長	主 幹	担 当	受付担当者
受 付 日 付					
	摘 要			入 力 日	受 付 番 号
					第 号

# 未登記家屋の課税台帳登録申請書

平成 年 月 日

大垣市長様

所有者(納税義務者)

住所

(代表)

氏名(名称)

(ふりがな)

持分

⑩ \_\_\_\_\_

(共有)

生年月日 年 月 日

(ふりがな)

⑩ \_\_\_\_\_

(共有)

生年月日 年 月 日

(ふりがな)

⑩ \_\_\_\_\_

生年月日 年 月 日

下記表示家屋は法務局に未登記ですが、私の所有につき納税義務者として申請します。

所在地	大垣市		町		丁目		番地	
	種類	構造	床面積		建築年月日		摘要	
家		造葺建	1階		昭和	年	月	日
			1階以外					
屋		造葺建	合計					
			1階		昭和	年	月	日
表		造葺建	1階以外					
			合計					
示		造葺建	1階		昭和	年	月	日
			1階以外					
		合計						

受付印

連絡先

大垣市役所課税課固定資産税(家屋)グループ

(TEL 81-4111 内線 367・368・369・370)

(共有)

(ふりがな)

⑩ \_\_\_\_\_

(共有)

生年月日 年 月 日  
(ふりがな)

⑩ \_\_\_\_\_

(共有)

生年月日 年 月 日  
(ふりがな)

⑩ \_\_\_\_\_

(共有)

生年月日 年 月 日  
(ふりがな)

⑩ \_\_\_\_\_

(共有)

生年月日 年 月 日  
(ふりがな)

⑩ \_\_\_\_\_

(共有)

生年月日 年 月 日  
(ふりがな)

⑩ \_\_\_\_\_

(共有)

生年月日 年 月 日  
(ふりがな)

⑩ \_\_\_\_\_

(共有)

生年月日 年 月 日  
(ふりがな)

⑩ \_\_\_\_\_

生年月日 年 月 日

# 未登記家屋の課税台帳登録名義人(納税義務者)変更届

平成 年 月 日

大垣市長様

(新)所有者(納税義務者)

氏名(名称)  
(ふりがな)

持分

市 町

印

生年月日 年 月 日

(共有)

(ふりがな)

持分

市 町

印

生年月日 年 月 日

(旧)所有者(納税義務者)

(ふりがな)

持分

市 町

実印

(共有)

(ふりがな)

持分

市 町

実印

(相続の場合、実印は不要)

下記表示家屋の納税義務者名義を変更したいので、ここに連署をもって届けます。

家屋表示	所在地		大垣市		町	丁目	番地
	種類	構造	床	面積	積	評価額	整番
		造 葺 建	1階				
			1階以外				
			合計				
			合計				
		造 葺 建	1階				
			1階以外				
			合計				
			合計				
		造 葺 建	1階				
			1階以外				
			合計				
			合計				
名義変更の理由							

### 添付書類

- ・名義変更関係書類(売買・贈与証書等)の写
- ・旧所有者の印鑑登録証明書
- \* 相続の場合は次のいずれか
  - ・戸籍(除籍)謄本(亡くなられた方と相続人の関係が分かるもの)
  - ・遺産分割協議書の写

### 【連絡先】

大垣市役所課税課固定資産税(家屋)グループ  
(☎81-4111 内線 367・368・369・370)

受付日



**(新)所有者(納税義務者)**  
(共有)

市	町	氏名(名称) (ふりがな)	持分
_____	_____	_____	_____
		生年月日	年 月 日
(共有)		(ふりがな)	持分
市	町	_____	_____
_____	_____	生年月日	年 月 日
(共有)		(ふりがな)	持分
市	町	_____	_____
_____	_____	生年月日	年 月 日
(共有)		(ふりがな)	持分
市	町	_____	_____
_____	_____	生年月日	年 月 日

**(旧)所有者(納税義務者)**  
(共有)

市	町	氏名(名称) (ふりがな)	持分
_____	_____	_____	_____
			実印
(共有)		(ふりがな)	持分
市	町	_____	_____
_____	_____		実印
(共有)		(ふりがな)	持分
市	町	_____	_____
_____	_____		実印
(共有)		(ふりがな)	持分
市	町	_____	_____
_____	_____		実印

(相続の場合、実印は不要)